

参考資料

令和6年第1回三豊市議会臨時会
提出議案(条例関係)新旧対照表

ページ番号

・議案第3号関係

...

2

(三豊市手数料条例の一部改正について)

【議案第3号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄抄本又は <u>戸籍証明書の交付 手数料</u>	1通につき	円 450。ただし、 多機能端末機 (市の電子計算 機と電気通信 回路で接続さ れた端末機で、 証明書等を自 動的に交付す る機能を有す るものをいう。 以下同じ。)に より <u>交付する</u> 場合は、350と する。	戸籍	戸籍の謄抄本又は <u>全部若しくは一部 の記録事項証明書 手数料</u>	1通につき	円 450。ただし、 多機能端末機 (市の電子計算 機と電気通信 回路で接続さ れた端末機で、 証明書等を自 動的に交付す る機能を有す るものをいう。 以下同じ。)に より <u>証明する</u> 場合は、350と する。
	<u>戸籍法第120条の3 第2項の規定に基 づく戸籍電子証明 書提供用識別符号 (以下この項にお いて「戸籍電子証 明書提供用識別符 号」という。)発行 手数料</u>	<u>戸籍電子 証明書提 供用識別 符号1件に つき</u>	<u>400。ただし、 情報通信技術 を活用した行 政の推進等に 関する法律(平 成14年法律第 151号)第7条第 1項の規定によ り同法第6条第 1項に規定する 電子情報処理 組織を使用す る方法(総務省 令で定めるも のに限る。以下 この項におい て同じ。)によ り戸籍電子証 明書提供用識 別符号の発行 を行う場合(当 該発行に係る 戸籍電子証明 書の請求が同 条第1項の規定 により同項に 規定する電子 情報処理組織 を使用する方 法により行わ れた場合に限</u>				

		る。)における 当該発行及び 戸籍電子証明 書提供用識別 符号の発行に 係る戸籍電子 証明書の請求 を行う者が同 時に当該戸籍 電子証明書が 証明する事項 と同一の事項 を証明する戸 籍の謄本若し くは抄本又は 戸籍証明書の 請求を行う場 合における当 該発行を除く。			
除籍の謄抄本又は 除籍証明書の交付 手数料	1通につき	750	除籍の謄抄本又は 全部若しくは一部 の記録事項証明書 手数料	1通につき	750
戸籍法第120条の3 第2項の規定に基 づく除籍電子証明 書提供用識別符号 (以下この項にお いて「除籍電子証 明書提供用識別符 号」という。)発行 手数料	除籍電子 証明書提 供用識別 符号1件に つき	700。ただし、 情報通信技術 を活用した行 政の推進等に 関する法律第7 条第1項の規定 により同法第6 条第1項に規定 する電子情報 処理組織を使 用する方法に より除籍電子 証明書提供用 識別符号の発 行を行う場合 (当該発行に係 る除籍電子証 明書の請求が 同項の規定に より同項に規 定する電子情 報処理組織を 使用する方法 により行われ た場合に限 る。)における 当該発行及び 除籍電子証明 書提供用識別 符号の発行に 係る除籍電子			

		証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。		
戸籍に記載した事項に関する <u>証明書の交付手数料</u>	1件につき	350	戸籍に記載した事項に関する <u>証明手数料</u>	1件につき 350
除籍に記載した事項に関する <u>証明書の交付手数料</u>	1件につき	450	除籍に記載した事項に関する <u>証明手数料</u>	1件につき 450
<u>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</u>	1通につき	350。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合は、1,400とする。	<u>届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料</u>	1通につき 350
			<u>上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料</u>	1通につき 1,400
<u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</u>	1件につき	350	<u>届書その他の書類の閲覧手数料</u>	1件につき 350
略			略	